

# 静岡家庭裁判所委員会議事概要

(静岡家庭裁判所委員会庶務)

1 日 時 平成27年11月30日(月)午後3時～午後5時

2 場 所 静岡家庭裁判所大会議室

3 出席者

(委員)

荻田雅宏, 萩原綾子, 松永聡子, 鈴木壽美子, 森徹, 山本薫正, 高木均(以上学識経験者), 渥美利之, 大多和暁(以上弁護士), 寺下征司(検事), 内山梨枝子, 山口裕之(以上裁判官)

(説明担当者)

井上有紀(裁判官), 酒井淳一(事務局長), 山田稔(首席家庭裁判所調査官), 田村泰志(次席家庭裁判所調査官), 関口良正(首席書記官), 伊藤剛(次席書記官), 延味武彦(主任調査官)

(庶務)

大園守雄(総務課長), 高橋聡子(総務課課長補佐)

4 議事内容等

(1) 前委員長が退任のため, 家庭裁判所委員会規則に基づき互選により山本薫正委員が新委員長に選任された。

(2) 家庭裁判所委員会規則に基づき山口裕之委員が委員長代理に指名された。

(3) 第7期第1回目の委員会であることから, 新任委員4名及び再任委員8名の委員から自己紹介がされた。

(4) 「少年事件における少年の処遇と少年等への働き掛けについて」をテーマに, 井上裁判官から少年事件の手続や平成12年以降の少年法の改正のポイントについて説明がされ, 延味武彦主任調査官から教育的措置について説明がされた。

(5) 各委員から次のような質問, 意見が述べられた。

(○印：委員発言，◇説明担当者発言)

- 少年事件の事件数は、どのような傾向にあるのか。
- ◇ 全国の新受件数が平成17年は23万3356件であったが、平成26年は10万7479件であり、減少の一途をたどっている。
- 民間の有識者で作る少年友の会の関東ブロック大会に出席した。そこで、少年の事件数は減少しているけれども子供の数が減少しているので、割合的には減少していないという話があった。また、教育的措置についても話題となった。少年友の会では、補導委託先への慰問、少年との茶摘み体験、保護者に代わる付添人活動、大学生と共に行う少年との清掃活動など、様々な活動を行っている。活動を通じて、少年達は罪を犯すような子ではない素直な印象ではあるが、幼少期からの家庭の影響も大きいと感じ、会として再犯防止を少しでも支援したいと考えている。
- 在宅事件が身柄事件に比べ、受理から審判までの期間が長く掛かるのはどうしてか。
- ◇ 在宅事件は少年と保護者を家庭裁判所に呼んで面接調査を行ったり、教育的措置を行うため、身柄事件に比べ時間が掛かる。急げばよいものではなく、事案によっては面接調査を重ねるなど時間を掛ける場合もある。

ただし、不必要に時間を掛けることは問題であるため、在宅事件について、受理から面接まで及び調査終了から調査票提出までの期間の管理を徹底する取組を行っており、従前に比べ処理期間が短縮され、効果が見られる。
- 弁護士の立場からすると、身柄事件の審判まで4週間というのは、弁護活動期間としては厳しい面もあるが、少年のために努力しているところである。
- 少年院送致について、第1種、第2種又は第3種の選定はどのように行うのか。
- ◇ 第1種の少年院は従来の初等又は中等の少年院であり、通常は第1種の少年院に送致される。第2種の少年院は従来の特別少年院であり、犯罪的傾向が進んだ少年が送致される。第3種の少年院は従来の医療少年院であり、医療的措置を必要とする少年が送致される。
- 児童自立支援施設とは、どのような施設か。

◇ 児童福祉施設であり開放処遇となる。家庭裁判所の審判による場合のほか、児童相談所の措置によって入所する場合などがある。少年事件の終局結果のうち、児童自立支援施設送致の割合は極めて少ない。

○ 審判を受けて一度は反省しても、周囲の環境により再犯を繰り返す少年の例もあり、再犯率などを調査することは重要である。家庭裁判所の教育的措置について、少年の更生の状況を追跡調査し、その効果を検証する資料があるとよいのではないか。

また、保護者の状況などを考慮すると、少年を取り巻く学校、地域などが連携を図り、少年の将来を見据えた可塑性に働き掛ける長期的な指導を行うことが重要であり、このような連携において家庭裁判所も一役を担うことはできないか。

◇ 家庭裁判所は司法機関であるため、審判により事件が終われば、それ以上に少年と関わることができず、教育的措置の効果の検証や学校等との連携には隘路がある。

ただし、家庭裁判所に事件が係属している間は、少年に対しできるだけのことを行おうと取り組んでいる。

○ 少年友の会も、家庭裁判所からの要請がないと活動できず、単独で審判後の少年に関与することは難しい。また、少年の付添人には弁護士が就くことが多く、少年友の会による付添人活動は減少しているが、弁護士付添人と少年友の会の付添人では、少年の心情も違うものがある。

◇ 身柄事件では弁護士が付添人に就くことがほとんどであるが、在宅事件で保護者が少年を見放すなどして調査にも審判にも来ない場合には、少年友の会へ付添人を要請することがある。

○ 少年の中には発達障害を抱える者も多く、新しい教育的措置が必要であると考ええる。

○ カウンセラー、ケースワーカー等の専門家の数が少なく、学校への負担が大きいことを社会的に取り上げる必要があると考ええる。

○ 教育的措置の拡充として就労支援が挙げられているが、具体的にどのような取組が考えられるか。

◇ 他庁の取組例として、ハローワークや少年友の会による就職ガイダンス・カウンセリ

ングがある。最近の少年は就労できる仕事がなかなか少なく、就労しても長く続かない傾向にあり、少年に対し仕事についてしっかり考えさせ将来の展望を持たせることができるとよいと考えている。

○ 少年と保護者の親子関係の調整・修復のための具体的方策はあるのか。

◇ 子供が少年事件により家庭裁判所に関わることは家族にとって危機的場面であり、少年と保護者にとって、改善の必要性を自覚する契機となる。これを機に親と子を向き合わせる事が重要であると考え。例えば親子で清掃活動を行う中で、少年は親に迷惑を掛けたことを反省し、親子関係が改善することがあり、思春期や反抗期のために親子関係が良好ではないような場合、きっかけを作ってやるだけで比較的容易に関係が修復されることもある。ただし、虐待等の根深い問題を抱えているなど親子関係の調整が難しい場合もある。それでも再非行防止の観点から、家族の問題を調整することが必要と考えて取り組んでいる。

## 5 次回テーマ及び期日

次回テーマは事務局において改めて調整の上で決定することとし、次回期日については平成28年6月28日（火）とした。